

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱

制 定 平成5年6月1日
最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多い等、防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集市街地において、防災性の向上及び居住環境の改善を図るため、第2条第5号に規定する老朽建築物の建替を行う場合、それらに要する費用の一部を大阪市が補助することに關し、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののはか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対策地区 地震時等において面的な災害の可能性が高い市街地で、別表1に掲げる区域をいう。
- (2) 重点対策地区 対策地区のうち、延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地で、別表1に掲げる下線部分の区域をいう。
- (3) 住宅 人の居住の用に供する部分の面積が延床面積の2分の1以上である建築物をいう。
- (4) 集合住宅 重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅をいう。
- (4) の2 戸建住宅 集合住宅以外の住宅で、1戸戸が独立した住宅をいう。
- (5) 老朽建築物 別表2(1)の要件を満たす建築物をいう。
- (6) 建替を促進すべき住宅等 老朽建築物のうち、住宅、集合住宅及び工場その他その建替が健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる全て（第10号に規定する隣地取得型戸建住宅建替にあっては、アに限る。）の要件を満たす場合は、老朽建築物と一体的に建替を行う非老朽建築物（別表2(1)アからウまでの要件を満たす昭和56年6月1日以降に建築された建築物をいう。以下同じ。）を含むことができる。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の制限によって老朽建築物の敷地のみでは建替えを行うことが不可能であること。
 - イ 建替の区域内にある非老朽建築物の建築面積の合計が、当該区域内にある全ての建築物の建築面積の合計の3分の1以下であること、又は建替の区域内にある非老朽建築物の当該面積の合計が、当該区域面積の3分の1以下であること。
- (7) 土地所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 土地の所有権又は從前建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者。
 - イ アの配偶者又は一親等内の親族
- (8) 建替 次に掲げる要件のいずれかに適合しているものをいう。ただし、第10号に規定する隣地取得型戸建住宅建替にあっては、アに限る。
 - ア 既存の建替を促進すべき住宅等を除却し、その存していた土地の区域に新たな住宅を建設すること。

イ 既存の建替を促進すべき住宅等の除却後2年以内にその跡地において新たな住宅を建設すること。

(9) 共同建替 複数の土地所有者等（配偶者又は直系血族の場合及び個人と法人代表者が同一又は配偶者・直系血族の場合等を除く。）が共同して、その複数の土地所有権等の目的となっている2以上の敷地において、各々の敷地に存する老朽建築物を1の構えをなす建築物（建築基準法第86条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えをなす建築物を含む。）に建替を行うこと（事業過程において一時的に複数の土地所有権等が1個のものになる等価交換（全部譲渡方式）による建替を行う場合を含む。）をいう。ただし、次条第1項の建替事業計画承認申請書の申請日前2年間に相続、売買等により分割された土地所有権等は、複数のものとみなさない。

(10) 隣地取得型戸建住宅建替 土地所有者等が土地所有権等を既に有する土地に隣接する土地を新たに取得した後に既存の建替を促進すべき住宅等を除却し、取得した隣接する土地を含む敷地で新たな戸建住宅に建替を行うことをいう。

(11) 単独建替 前2号に規定する以外の建替をいう。

(12) 補助事業 建築基準法第42条に規定する道路に2m以上接している敷地において、別表2(2)の要件及び別途大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要領（以下「要領」という。）に定める基準に適合する建替を行う事業をいう。

(12) の2 補助対象事業 別表3及び別表4に定める補助対象項目に係る事業をいう。

(13) 補助事業者 この要綱に基づき、補助事業を行い補助金の交付を受けようとする土地所有者等（隣地取得型戸建住宅建替にあっては、土地所有権等を既に有する土地に隣接する土地を新たに取得した土地所有者等に限る。）で、別表2(3)の要件を満たすものをいう。ただし、補助事業者以外に第7号アに該当する者がいる場合にあっては、当該者全員の承諾を要するものとする。また、補助金を交付した後にあっては、補助金の交付を受けた者とする。

(14) 従前居住者 既存の住戸を賃借し、かつ入居している者（以下「入居者」という。）及びその入居者の同居者をいう。

(15) 敷地面積 建築基準法上の敷地面積をいう。

(16) 延床面積 建築基準法上の延べ面積をいう。

(17) 建築面積 建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。

(18) 容積率 建築基準法第52条第1項に規定する容積率をいう。

(19) 基準容積率 建築基準法に規定する都市計画に基づく容積率、又は前面道路幅員に基づく容積率のうち、いずれか低い方の容積率をいう。

(20) 準耐火建築物等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法第2条第9号の3に規定する建築物

イ アに掲げる基準と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

(21) 耐火建築物等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する建築物

イ アに掲げる基準と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

(22) 住宅専用床面積 専用部分のうち住宅の用途に供する床面積をいう。バルコニー、アルコープ

又は共用部分からの点検が可能なメーターボックス等を除く。

(23) 居住室 寝室、食事室、居間等をいう。

(24) 住戸 専用の玄関を備えた住宅の区画をいう。ただし、既存の住宅についてはこの限りでない。

(25) 災害時避難通路 行き止まり道路を解消するために整備し、災害時に道路まで通行可能な通路であり、補助事業者と市長が次に掲げる事項を定めた協定を当該通路整備に係る補助金交付申請書の提出までに締結したものをいう。

ア 災害時避難通路となる敷地の位置

イ 災害時の活用に関する事項

ウ 整備等に関する事項

エ 維持管理等に関する事項

オ その他必要な事項

(26) 部分払金 建設工事において補助事業者が支出する事業費のうち、事業期間（第3条第2項又は第10条第2項の規定により承認した事業期間のうち、直近のものをいう。以下同じ。）における完成予定年度を除く年度に支出する事業費をいう。

(27) 前払金 部分払金のうち、補助事業者が契約締結時に支出する事業費をいう。

(28) 中間金 部分払金のうち、前号に規定する以外の事業費をいう。

(建替事業計画の承認)

第3条 補助事業者は、補助事業を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議を行い、建替事業計画承認申請書（様式1）に別表7に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、建替事業計画が補助事業に適合していると認められる場合は、建替事業計画を承認することができる。

3 市長は、前項の規定により承認を行うにあたって、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により承認を行うにあたって、必要な指導助言等を行うことができる。

5 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、建替事業計画を承認することが不適当であると認めたときは、建替事業計画を承認しないことができる。

6 市長は、第1項の申請書が到達してから30日以内に建替事業計画を承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

7 市長は、建替事業計画の承認をした場合は、建替事業計画承認通知書（様式2）により速やかにその内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

8 市長は、建替事業計画を承認しない場合は、不承認通知書（様式2-2）により速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

(建替事業計画承認の除外要件)

第3条の2 市長は、前条第1項の建替事業計画承認申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、建替事業計画の承認を行わないものとする。

(1) 申請をした者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき

(2) 申請をした者が大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者又は建替後の建物を同条例第2条第4号に規定する暴力団事務所として使用

するとき

- (3) 補助事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められ、又はそのおそれがあると認められるとき

(全体設計の承認)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める日（その日が本市の定める休日（以下「休日」という。）である場合には、同日以前の直近の休日でない日）までに全体設計承認申請書（様式3）に別表7で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業にかかる建設工事の事業期間が複数年度にわたる場合 建設工事の契約予定日の30日前までの日
- (2) 第6条第8項の建設工事に係る補助金の交付決定通知日以降に事業期間を単年度から複数年へと変更する場合 当該変更決定通知日の属する年度の12月28日
- 2 市長は、前項の全体設計承認申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、申請内容が法令等に違反しないかどうか、年度ごとの金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、全体設計を承認すべきものと認められる場合は全体設計の承認をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により承認を行うにあたって、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により承認を行うにあたって、必要な指導助言等を行うことができる。
- 5 市長は、第2項の審査等の結果、全体設計の承認をすることが不適当であると認めたときは、全体設計の承認をしないことができる。
- 6 市長は、第1項の全体設計承認申請書が到達してから、30日以内に全体設計を承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。
- 7 市長は、全体設計の承認をした場合は、全体設計承認通知書（様式4）により速やかにその内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。
- 8 市長は、全体設計の承認をしない場合は、不承認通知書（様式2-2）により速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

(補助の内容)

第5条 補助対象項目及び補助率は別表3に、補助の内容及び算定方法並びに補助金総額の上限（以下「補助限度額」という。）は、別表4から別表6までの表に、それぞれよるものとする。ただし、消費税等相当額及び大阪市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分にかかる費用は除く。

- 2 市長は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、申請額内訳書（様式3-2）に定める方法により算出された金額を補助することができる。

(補助金の交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助対象事業に係る契約予定日の30日前、かつ、契約予定日の属する年度の12月28日（その日が休日である場合には、同日以前の直近の休日でない日。以下同じ。）までに、補助金交付申請書（様式5）に別表7で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに補助対象事業（別表第3に定める補助対象項目のうち（2）調査設計計画（実施設計に限る。）を除く。以下本項において同じ。）に係る契約をした場

合であっても、当該補助対象事業の工事に未着手であることを証明できるときは、当該補助対象事業に係るものに限り、本項本文、第4条第1項第1号、第9条第1項及び同条第2項の「契約」を「工事着手」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第7項の規定による通知を受けた場合は、初年度の補助金を除き、事業期間における完成予定年度まで毎年4月1日（その日が休日である場合には、同日以後の直近の休日でない日。）に一括して当該年度分の交付申請をしなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項の補助金交付申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、申請に係る補助金の交付が法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付決定をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、第3項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。
- 6 市長は、第3項の審査等の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金を交付しない旨の決定をすることができる。
- 7 市長は、第1項又は第2項の補助金の交付申請が到達してから、30日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。
- 8 市長は、補助金の交付決定をした場合は、補助金交付決定通知書（様式6）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。
- 9 市長は、補助金を交付しない場合は、補助金不交付決定通知書（様式6-2）により速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の除外要件）

第7条 補助事業者は、補助金交付決定額の合計が別表4に掲げる補助限度額に到達した場合は、それ以降は補助金交付申請及び第4条第1項の全体設計承認申請を行わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第6条第8項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受けた日の翌日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付申請取下書（様式7）により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書（様式8）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手等）

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付申請又は第4条第1項の規定による全体設計承認申請における契約予定日にかかわらず、第6条第8項の規定による補助金の交付決定通知日以降又は第4条第7項の規定による全体設計の承認通知日以降に補助対象事業のうち当該通知に係るものとの契約をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業に係る契約をしたときは、速やかに補助事業着手届（様式9）に別表7で定める書類を添付して市長に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、建替を促進すべき住宅等の除却、実施設計又は建設工事に係る補助金交付申請書の提出を行わなかった場合にあって、当該行為に係る契約をしたときは、速やかに補助事業着手届（様式9）に別表7で定める書類を添付して市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、第3条第7項の規定による承認通知日の属する年度内に実施設計に係る契約をし、翌年度までに建設工事に係る契約をしなければならない。
- 5 補助事業者は、第10条第1項ウの規定に基づき補助金交付変更承認申請を行う場合は、同条第2項第2号の規定による補助金交付変更承認通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに補助事業着手届（様式9）に別表7に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（補助事業の変更及び廃止等）

第10条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容等の変更、交付決定額等の変更、事業の中止又は事業の廃止をする場合には、次表の第一欄に掲げる時期に、第二欄に掲げる場合のときは、第三欄に定める様式を別表7で定める書類を添付して、第四欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地面積、構造、階数又は戸数
- (2) 事業期間
- (3) その他、市長が必要と認める事項

	第一欄（時期）	第二欄（場合）	第三欄（様式）	第四欄（期日）
ア	第3条第7項の規定による建替事業計画承認日以降	第1号から第3号までの変更（交付決定額の変更を伴う場合を除く。）及び事業の中止又は廃止	建替事業計画変更等承認申請書（様式2-3）	速やかに
イ	第6条第8項の規定による交付決定通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更（交付決定額の変更を伴う場合（ただし、次項「ウ」の場合を除く。））	建替事業計画変更等承認申請書（様式2-3）及び補助金交付変更承認申請書（様式6-3）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
ウ	第6条第8項の規定による交付決定通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更（変更申請額が交付決定額を超える場合）	建替事業計画変更等承認申請書（様式2-3）及び補助金交付変更承認申請書（様式6-3）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前
エ	第4条第7項の規定による全体設計承認通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更を伴う全体設計承認申請額の変更（次項「オ」「カ」の場合を除く。）	全体設計変更承認申請書（様式4-2）	建設工事に係る補助金の交付決定通知書の属する年度の2月末日

オ	第4条第7項の規定による全体設計承認通知日以降	第2号又は第3号の変更、経費の配分又は執行計画の変更に伴う次年度以降の全体設計承認申請額の増額(外部的要因(関係機関及び近隣との協議・調整、地中障害・湧水等の対応、異常気象、その他これらに類するもの)によるやむを得ない場合に限る。)	全体設計変更承認申請書(様式4-2)	交付決定通知日の属する年度の12月28日
カ	第4条第7項の規定による全体設計承認通知日以降	第1号から第3号までの変更、経費の配分又は執行計画の変更(変更申請額が交付決定額を超える場合)	全体設計変更承認申請書(様式4-2)	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 建替事業計画変更等承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 建替事業計画変更等承認通知書(様式2-4)
- (2) 補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 補助金交付変更承認通知書(様式6-4)
- (3) 全体設計変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 全体設計変更承認通知書(様式4-3)
- (4) 変更を承認することが不適当であると認めたとき 不承認通知書(様式2-2)

3 市長は、補助事業者が第1項に該当するにもかかわらず申請を怠った場合、建替事業計画承認及び交付決定取消通知書(様式6-5)により補助事業者に建替事業計画承認及び補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

(実績報告及び建替完了報告等)

第11条 第6条第3項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業を完了した補助事業者(建替が完了した者を除く。)は、その旨を実績報告(様式10)に別表7で定める書類を添付して事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日(その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日。以下この条及び次条において同じ。)までに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、建替が完了したときは、その旨を建替完了報告(様式10-2)に別表7で定める書類を添付して事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日までに市長に報告しなければならない。ただし、前条第1項第3号の規定により、前条第2項第3号の規定による通知を受けた者については、この限りでない。この場合において、当該補助事業者は、事業期間における完成予定年度の3月15日までに市長に報告するものとする。

3 補助事業者は、前項又は次項の報告に先立ち、現地完了検査依頼書(様式11)に別表7で定める書

類を添付して市長に提出することで、第12条第1項又は第2項に定める現地の検査を受けることができる。

4 建設工事に係る補助金交付申請書を提出しなかった場合において、建替が完了した補助事業者は、その旨を建替完了報告（様式10－3）に別表7で定める書類を添付して事業期間内に市長に報告しなければならない。

5 隣地取得型戸建住宅建替で災害時避難通路整備を補助対象項目とした場合に設置する整備表示板の所有権については、次条第1項の規定による通知日をもって、補助事業者に移転するものとする。

（補助金の額の確定・検査結果通知）

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の報告を受けた場合においては、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の検査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（様式12）により補助事業者に通知する。

2 市長は、前条第4項の報告を受けた場合においては、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の検査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が建替事業計画に適合していると認めたときは、その旨を検査適合通知書（様式13）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第13条 市長は、第11条第1項又は第2項に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

2 市長は、第11条第4項の報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が建替事業計画の内容に適合しないと認めたときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の交付の請求及び交付）

第14条 第12条第1項の通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の次年度の4月末日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日。）までに当該補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の請求があった場合、請求があった日から30日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに建替事業計画の内容に違反したとき。

（3）前2号のほか、この要綱に違反したとき。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にした場合。
 - (5) 要領第3条に定める建設基準に違反した増改築を行った場合。
 - (6) 第3条の2第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
 - (7) 国土交通省制定に係る「社会資本整備総合交付金交付要綱」若しくは「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」又は大阪府制定に係る「大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金要綱」に基づく国又は大阪府の大阪市に対する交付金等の交付決定が取り消される等により、大阪市が国又は大阪府から当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき。
- 2 市長は、前項又は次項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消兼返還請求書（様式14）により補助事業者に通知する。
- 3 市長は、第1項の取消しをした場合は、それ以外の交付決定についても全部又は一部を取り消すことができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第16条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第9条に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。

- 2 市長は、前項の取消し又は変更を行った場合は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式15）により補助事業者に通知する。

（他制度との併用）

第17条 他の公的融資又は補助等を併せて受けようとする補助事業者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

（補助事業の遂行）

第18条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

（状況報告）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる

（補助事業の遂行指示等）

第20条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員に補助事業に係る物件に立ち入り、設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 市長は、補助事業者が承認又は交付決定の内容及びこれらに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部若しくは

一部の停止を求めることができる。

(理由の提示)

第21条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、第15条又は第16条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消兼返還請求書（様式14）により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第19条に基づき、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

(従前居住者との協議等)

第24条 補助事業者は、建替について事前に従前居住者と十分協議を行い、従前居住者の合意を得なければならない。

(関係法令の遵守等)

第25条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の敷地内又はその周辺で、実施している又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

第26条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

- 2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における建替事業計画の承認申請から支払いに至るまでの手続き、及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。
- 3 代表申請者は、市長に対して、要綱に定める申請、届出、書類の提出並びに補助金の受領及び返還に関して代表申請者としての責任を負うとともに、その内容を他の補助事業者へ周知しなければならない。

(関係書類の整備)

第27条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第28条 市長は、補助事業を実施するため、事務の一部を本市以外のものに委任することができる。

(その他)

第29条 この要綱の施行に際し必要な事項は、要領に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年11月8日より施行する。

2 第2条第1項第17号アクションエリア（建替重点促進地区）の適用については、区域設定日より施行する。

附 則

この要綱は平成12年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成13年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年3月19日より施行する。

2 第15条（関係法令等の遵守）に規定する「大阪市の条例・規則・要綱等」には、大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成15年3月19日公布）を含むものとする。

3 原則としてこの要綱の施行日の前日までに事前協議が完了している協議物件については、従前の例による。

附 則

この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月1日より施行する。

2 この要綱の施行日の前日までに第3条第4項による承認を受けた補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日までに第 3 条第 4 項の建替事業計画の承認を受けて行われる補助事業に関する第 2 条第 1 項第 7 号の規定は従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 4 項による承認を受けた補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項による承認申請を行った補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項による承認申請を行った補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項による承認申請を行った補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項による承認申請を行った補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項による承認申請を行った補助事業に関する規定は、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項又は大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度建替促進補助金交付要綱（平成 11 年 11 月 1 日制定）第 3 条第 1 項の規定による承認の申請を

行った補助事業については、なお従前の例による。

- 3 大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度建替促進補助金交付要綱は、この要綱の施行に伴い廃止する。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項による承認申請を行った補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項の規定による承認申請を行った補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 1 項の規定による承認申請を行った補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第 3 条第 7 項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和元年11月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第3条第7項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第3条第7項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第3条第7項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第3条第7項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第3条第7項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日までに第3条第7項の規定による承認の通知を行った補助事業については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の要綱の定める様式により作成した用紙として使用することができる。

別表1(第2条第1・2号関係)

対策地区(下線部分は、重点対策地区)の区域

区名	町丁目
淀川区	新高1丁目(3番、4番(歌島豊里線以北、服部十三線(国道176号線)以東))、新高3丁目、西三国1~3丁目、西三国4丁目(3番の一部、4~10番)、西宮原2丁目(2~6番)、西宮原3丁目、三国本町2~3丁目
旭区	今市1~2丁目、大宮1丁目(2~7番、14~19番(市道(柳通)以北))、大宮2~4丁目、清水1~3丁目、新森1~5丁目、千林1~2丁目、高殿7丁目、中宮1丁目(12~14番(阪神高速守口線以東、市道(柳通)以北))、中宮2丁目(20~25番(阪神高速守口線以東))、中宮3丁目(13~17番(阪神高速守口線以東))、中宮4丁目(13~15番(阪神高速守口線以東))、森小路1~2丁目
都島区	東野田町5丁目、都島中通1~3丁目、都島本通3~5丁目、都島南通1丁目(21番、22番(都島東野田線以東))、都島南通2丁目
福島区	海老江2~8丁目、大開1~2丁目、玉川3丁目(3~11番(中央卸売市場北側市道以北))、玉川4丁目、野田2丁目(2~24番(中央卸売市場北側市道以北))、野田3丁目、野田5丁目、野田6丁目(1~4番)、吉野2~4丁目
鶴見区	今津中1丁目(6番、9番(片町徳庵線以南、今津中学校西側市道以西))、今津南1丁目(1番、3番、5番、7番、8番(今津中学校西側市道以西))、放出東2丁目(4~8番、17~21番(片町徳庵線以南))、放出東3丁目(2番、3番、6~33番(JR片町線(学研都市線)以北))
城東区	今福西1~2丁目、今福南1~2丁目、蒲生3~4丁目、新喜多2丁目(4~6番(JRおおさか東線以東)、 <u>鳴野東3丁目</u> 、成育1丁目(1~3番(京阪本線以西))、成育3~5丁目、 <u>天王田</u> 、中浜1~3丁目、野江1丁目(1~11番、12番の一部、13、14番(京阪本線以西))、野江2~4丁目、東中浜1~9丁目
東成区	大今里1~4丁目、大今里西1~2丁目、 <u>大今里西3丁目</u> 、大今里南1~5丁目、大今里南6丁目(1~3番、6~8番、10~13番、15~18番、20~27番(新庄大和川線(内環状線)以西))、神路1丁目(7~15番(築港深江線(中央大通)以南))、神路2~4丁目、玉津1~2丁目、 <u>玉津3丁目</u> 、中道2・4丁目、中本1~5丁目、東今里1~3丁目、 <u>東小橋3丁目(15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))</u> 、東中本1~3丁目、深江北1丁目(2~17番(築港深江線(中央大通)以南))、深江南1丁目
生野区	<u>生野西1~4丁目</u> 、 <u>生野東1~4丁目</u> 、勝山北1~2丁目、 <u>勝山北3~5丁目</u> 、 <u>勝山南1~4丁目</u> 、 <u>舎利寺1~3丁目</u> 、小路1~3丁目、小路東1~6丁目、新今里1~7丁目、田島1~5丁目、巽北1~4丁目、巽西1~4丁目、 <u>鶴橋1~5丁目</u> 、中川1~6丁目、 <u>中川西1~3丁目</u> 、中川東1~2丁目、 <u>林寺1丁目</u> 、 <u>林寺2丁目(1~16番、17番の一部、18番(生野線以北))</u> 、林寺2丁目(17番の一部、19~27番(生野線以南))、 <u>林寺3丁目</u> 、林寺4丁目、 <u>林寺5丁目</u> 、林寺6丁目、桃谷1丁目、桃谷2丁目(1~4番、5番の一部、6~28番(生玉片江線以南))、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、桃谷3~5丁目
天王寺区	上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以東))、勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻1~2丁目、北河堀町(4~10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4~10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、 <u>下味原町</u> 、真法

	院町、大道1丁目(6~14番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝1丁目、堂ヶ芝2丁目(2~18番(生玉片江線以南))、 <u>東上町</u> 、悲田院町(1~7番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町
大正区	三軒家西1丁目(5~27番(JR環状線以南))、三軒家西2~3丁目
阿倍野区	旭町1丁目(2~6番(尼崎平野線以南、金塚南北線以西))、阿倍野筋4丁目(1~17番)、 <u>阿倍野筋4丁目(18~24番)</u> 、 <u>阿倍野筋5丁目(1~9番)</u> 、 <u>阿倍野筋5丁目(10~13番)</u> 、 <u>阿倍野元町(1~2番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、王子町1~4丁目、 <u>共立通1~2丁目</u> 、三明町1~2丁目、昭和町1~5丁目、 <u>天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、7~10番(天王寺吾彦線以東))</u> 、 <u>天王寺町北2~3丁目</u> 、 <u>天王寺町南1丁目(1番)</u> 、天王寺町南1丁目(2~7番)、 <u>天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)</u> 、天王寺町南2丁目(8~26番)、 <u>天王寺町南3丁目(1番)</u> 、天王寺町南3丁目(4~12番)、長池町、播磨町1丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北)、阪南町1~4丁目、阪南町5丁目(1~22番(柴谷平野線(南港通)以北))、美章園1~3丁目、文の里1~4丁目、 <u>松虫通1丁目(1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>松虫通2丁目</u> 、 <u>松虫通3丁目(1~4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))</u> 、 <u>丸山通1~2丁目</u> 、桃ヶ池町1~2丁目
西成区	旭1~3丁目、 <u>岸里1丁目</u> 、岸里2~3丁目、岸里東1~2丁目、北津守3丁目(1番の一部(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、北津守4丁目(1~2番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、山王1丁目(2~8番、10~16番(尼崎平野線以南))、山王2~3丁目、潮路1~2丁目、 <u>聖天下1~2丁目</u> 、千本北1~2丁目、千本中1~2丁目、千本南1~2丁目、太子1丁目(2番、3番、6~13番、15番(尼崎平野線以南、堺筋線以東))、太子2丁目(2~4番(堺筋線以東))、橘1~3丁目、玉出中1~2丁目、玉出西1~2丁目、玉出東1丁目(1~11番(堺筋線(阪堺線)以西))、玉出東2丁目(2~5番、10~15番(堺筋線(阪堺線)以西))、津守1丁目(1~6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守2丁目(1~6番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、津守3丁目(1~3番(尼崎堺線(新なにわ筋)以東))、鶴見橋1~3丁目、出城3丁目、 <u>天下茶屋1~3丁目</u> 、天下茶屋北1丁目(1~3番、5~6番(堺筋線以東))、 <u>天下茶屋東1~2丁目</u> 、長橋1~3丁目、中開3丁目、梅南1~3丁目、花園北1丁目(2~10番(尼崎平野線以南))、花園北2丁目、 <u>花園南1~2丁目</u> 、松1~3丁目、南津守1丁目、南開2丁目
平野区	平野上町1~2丁目、平野東1~3丁目、平野本町1~5丁目
東住吉区	今川1丁目、今川4丁目、今川7丁目、今林1丁目(1番(森小路大和川線(今里筋)以西))、北田辺1丁目、北田辺2丁目、北田辺3丁目、北田辺4~6丁目、杭全1~5丁目、桑津1~5丁目、駒川1~5丁目、住道矢田1~4丁目、鷹合1~4丁目、田辺1~6丁目、照ヶ丘矢田1~4丁目、中野1丁目、中野3丁目、西今川1~4丁目、針中野1~4丁目、東田辺1~3丁目、南田辺1丁目、山坂1~3丁目、湯里1~2丁目、湯里4~5丁目
住吉区	上住吉1~2丁目、沢之町1丁目(10番、11番(長柄堺線(あべの筋)以西))、清水丘1~3丁目、墨江1~4丁目、住吉1~2丁目、千躰2丁目、帝塚山中1~5丁目、帝塚山西1丁目(1番の一部、2~14番(柴谷平野線(南港通)以南))、帝塚山西2~4丁目、帝塚山東1~5丁目、殿辻2丁目、長峡町、万代2~6丁目、東粉浜1~3丁目
住之江区	安立1~4丁目、粉浜1~3丁目、粉浜西1~3丁目、住之江1~3丁目、中加賀屋1~3丁目、中加賀屋4丁目(1番、2番、5番、6番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西加賀屋1~3丁目、西加賀屋4丁目(1~3番、5~7番(市道(住吉川小学校南側)以北))、西住之江1~2丁目、浜口西1~2丁目、浜口東1~3丁目、東加賀屋1~4丁目、御崎1丁目、御崎3丁目

別表2(第2条第5・6・12・13号関係)

(1) 老朽建築物の要件

建築年	昭和56年5月31日以前に建築された建築物
その他	<p>以下のすべてを満たすこと。</p> <p>ア 差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。</p> <p>イ 大阪市営、大阪府営、都市再生機構、公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する住宅でないこと。</p> <p>ウ 建築基準法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条に規定する措置が命じられていない建築物であること。</p>

(2) 建替の要件

隣地取得型	区域	対策地区
戸建住宅建替	敷地面積	80 m ² 以上 150 m ² 未満
戸建住宅建替	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
戸建住宅建替	階数	問わない。
戸建住宅建替	用途	戸建住宅
戸建住宅建替	床面積・居室	住宅の用途に供する部分の面積が 50 m ² 以上で、かつ、2以上の居住室を有するもの。
戸建住宅建替	設備	台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
戸建住宅建替	その他	隣接する土地は平成 30 年 4 月 1 日以降に売買（交換を含む）により取得したものであること。
単独建替	区域	重点対策地区
単独建替	敷地面積	100 m ² 以上
単独建替	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
単独建替	階数	問わない。ただし、敷地面積が 200 m ² 以上にあっては、地上階数 3 以上。
単独建替	用途	集合住宅
単独建替	床面積・居室	各住戸の住宅専用床面積が 35 m ² 以上 120 m ² 以下で、かつ、2以上の居住室を有するもの。ただし、单身者用の小規模住戸にあっては、18 m ² 以上かつ1以上の居住室を有するもの。
単独建替	設備	各住戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。
共同建替	区域	重点対策地区
共同建替	敷地面積	200 m ² 以上
共同建替	防火地域内等における構造	耐火建築物等又は準耐火建築物等
共同建替	階数	地上階数 3 以上
共同建替	用途	集合住宅
共同建替	床面積・居室	各住戸の住宅専用床面積が 35 m ² 以上 120 m ² 以下で、かつ、2以上の居住室を有するもの。ただし、单身者用の小規模住戸にあっては、18 m ² 以上かつ1以上の居住室を有するもの。
共同建替	設備	各住戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(3) 補助事業者の要件

納 状	税 況	補助事業者及び補助事業者と同一世帯の老朽建築物（補助対象事業に係るもの）の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ア 個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 イ 所有する全ての土地・家屋にかかる税（固定資産税・都市計画税）
--------	--------	--

別表3(第5条第1項関係)

補助対象項目及び補助率(○:補助対象、×:補助対象外)

建替種別		隣地取得型戸建住宅建替	単独建替	共同建替
敷地面積		80 m ² 以上 150 m ² 未満	100 m ² 以上	200 m ² 以上
補助対象項目	(1) 除却等	○	○	○
	(2) 調査設計計画 (実施設計・工事監理)	○	○	○
	(3) 空地等整備費	×	○	○
	施設の整備の他の費用	住宅用駐車施設整備費・昇降機設置工事費 ※	×	○
	上記以外	×	×	○
	供給処理施設整備費	×	×	○
	(4) 災害時避難通路整備	○	×	×
対象地区		対策地区	重点対策地区	
補助率		1/2以内	2/3以内	

※ 別表4のcア及びカ(昇降機設置工事費のみ)のみ

備考

1 非住宅との複合建築物の場合の運用について

- 補助対象項目の中で非住宅に係る部分(非住宅のみに係る共用部分を含む。)は、補助対象外とする。
- 住宅と非住宅との共用部分のうちで、面積按分等(次の2の例のとおり)により非住宅に係る部分として算出した部分を切り分け対象外とする費用は、調査設計計画費及び供給処理施設整備費、その他の施設整備費である。

2 共用通行部分を例にとると、対象事業費は、住宅床に係する共用通行部分のみを取り出して算出する。下の図のように「住宅床(X)」と「非住宅床(Y)」が共用している部分(B)が存在する場合には、次の3の式により、共用通行部分の事業費を算出する。なお、別に合理的な方法があれば、その方法によることを妨げない。また、(C)の整備費は対象外である。

$$3 \quad (\text{補助対象事業費}) = (A\text{の整備費}) + (B\text{の整備費}) \times \frac{X}{X+Y}$$

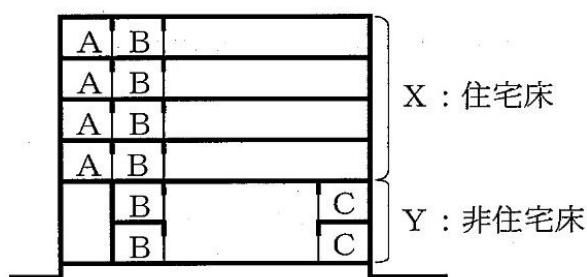
住宅率: 小数第二位まで(小数第三位以下を切り捨て)

X: 住宅床 Y: 非住宅床

A: Xだけに係る共用通行部分

B: XとYが共用する共用通行部分

C: Yだけに係る共用通行部分



別表4（第5条第1項関係）

補助金の総額は、下記（1）の表における補助対象項目ごとの補助対象事業費に別表3の補助率を乗じた金額（以下「補助基礎額」という。）の合計（既に交付申請している金額は除く。）と、下記（2）の表における補助限度額のうち、いずれか小さい金額とする。ただし、隣地取得型戸建住宅建替は、補助限度額を適用しない。なお、既に交付決定又は全体設計承認を受けている補助対象項目に係る補助対象事業費は、それぞれ交付決定又は全体設計承認申請時に係る値を限度とする。また、部分払金に係る補助金の申請額は、年度毎の部分払金に乘率（補助対象項目ごとに、補助基礎額を補助対象事業費で除したもの。以下同じ。）を掛けた値（中間金に係る補助金にあっては、さらに90%を乗じた値）とし、調査設計計画費及び共同施設整備費に係る前払金はそれぞれ建設工事に係る補助対象事業費の30%及び40%を上限とする。

（1）補助の内容及び算定方法

補助対象項目	内容	補助対象費用・算定方法	
除却等	除却及び除却後の整地に要する費用	(様式3-2)申請額内訳書 3費用の明細（1）除却等	
		(A) 補助対象面積 (評価証明面積)	建替を促進すべき住宅等の補助対象床面積（固定資産（家屋）評価証明書による床面積）
		(B) 除却費限度額単価	15,000円／m ² （木造） 17,000円／m ² （非木造）
		(C) 限度額	(A) × (B)
		(D) 事業費 (契約見込額)	契約（見込）額（税抜）
		補助対象事業費	(C)の合計と(D)の合計のうち、いずれか小さい金額
調査設計計画	建設に伴って必要な建築設計費（実施設計及び工事監理費）	(様式3-2)申請額内訳書 3費用の明細（2）調査設計計画	
		(G) 延床面積	建設工事の補助対象床面積 (建替事業計画承認（変更）時の値を限度とする)
		(H) 建設工事費 (契約見込額)	契約（見込）額（税抜）
		(I) 限度額	別表5又は別表6より算出した金額
		(J) 建築設計費 (契約見込額)	契約（見込）額（税抜）
		(K) 住宅率	別表3備考により算出した割合
	建設に伴って必要な次の項目の費用	(様式3-2)申請額内訳書 3費用の明細（3）共同施設整備	

共同施設整備	a 空地等整備費（建築面積に算入する部分は対象外とする） ア 通路整備費 イ 児童遊園整備費 ウ 緑地整備費 エ 広場整備費	(N) 補助対象面積	外構工事：外構の補助対象面積 主体工事・設備工事・昇降機工事：建設工事の補助対象床面積（建替事業計画承認（変更）時の値を限度とする）
	b 供給処理施設整備費 ア 給水施設整備費 イ 排水施設整備費 ウ 電気施設整備費 エ ガス施設整備費 オ 電話施設整備費 カ ごみ処理施設整備費	(O) 標準的な仕様による限度額単価	主体工事費 170,200 円／m ² (RC造、SRC造) 167,900 円／m ² (S造他) 設備工事費 48,300 円／m ² (RC造、SRC造) 46,400 円／m ² (S造他) 昇降機設置工事費 5,200 円／m ² 外構工事費 10,900 円／m ² 機械式駐車施設加算 1,550,000 円／台
	c その他の施設整備費 ア 住宅用駐車施設整備費 （駐車区画のみ対象とし、キを除く） イ 消防施設整備費 ウ 避難施設整備費 エ 監視装置整備費 オ 電気室及び機械室建設費 カ 共用通行部分整備費 $P_u = C_o \times S_1 / S_2 + E_v$ P _u : 共用通行部分整備費 C _o : 住宅を含む建築物全体の建設工事主体工事費（全体の工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額） S ₁ : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計 S ₂ : 住宅を含む建築物全体の延床面積 E _v : 昇降機設置工事費 キ 住宅用機械式駐車施	(P) 限度額 (Q) 事業費 （契約見込額） 補助対象事業費	(N) × (O) 契約（見込）額（税抜） 項目ごとの (P) と (Q) のうちいずれか小さい金額
	共同建替において、建替後の建築物が耐火建築物等で、表 I の施設が補助対象となる場合は、原則として、次に定める方法により共同施設整備費を算定する。		
	・共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。 a 包括積算施設の整備に要する費用（以下「包括積算施設整備費」という。）		
	表 I に掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、附帯工事及び外構工事に要する費用（表 II に掲げる施設及び補助対象外部分の整備に要する費用を除く）※に階数の区分に応じ、それぞれ表 III に掲げる数値（以下「包括積算率」という。）を乗じて得た額とする。		
	※主体工事、附帯工事及び外構工事に要する費用（税抜金額）の限度額 5億円 (RC造、SRC造) 3億円 (S造他)		
	b 個別積算施設の整備に要する費用 表 II に掲げる施設の整備に要する費用。		
	表 I 供給処理施設、消防施設、避難施設、監視装置、電気室・機械室、共用通行部分		
	表 II 空地等、住宅用駐車施設、住宅用機械式駐車施設		
	表 III		

	設整備費	階 数	主体工事等に要する費用に乗じる数値		
災害時 避難通路 整備		3 ~ 5 階	100 分の 15 (階段室型住棟にあっては 100 分の 10)		
		6 ~ 13 階	100 分の 18		
		14 階以上	100 分の 21		
		(様式 3 - 2) 申請額内訳書 3 費用の明細 (4) 災害時避難通路整備			
		(R) 補助対象面積	外構工事: 災害時避難通路の補助対象面積		
		(S) 標準的な仕様による限度額単価	外構工事費 10,900 円／m ² 門扉整備費 207,600 円／箇所 サイン整備費 2,700 円／箇所 ※整備表示板は本市より補助事業者に支給する。		
		(T) 限度額	(R) × (S)		
		(U) 事業費 (契約見込額)	契約 (見込) 額 (税抜)		
		補助対象事業費	(T) と (U) の小さい金額の合計		

(注) 千円未満は切り捨てとし、面積及び住宅率は小数第三位以下を切り捨てて小数第二位までとする。

また、R C 造は鉄筋コンクリート造、S R C 造は鉄骨鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造とする。

((2) 補助限度額も同じ)

(2) 補助限度額

(様式3-2) 申請額内訳書 2 住宅専用床面積及び建替種別による補助限度額

・住宅専用床面積による補助限度額

補助対象項目ごとの補助基礎額の合計とする。

補助基礎額 除却等：補助対象事業費に補助率を乗じた金額

調査設計計画・共同施設整備：(f) × (g) の合計

(f) 補助対象面積及び台数

住宅専用床面積の合計：補助対象となる建替後の住宅専用床面の合計（建替事業計画承認（変更）時の値を限度とする）

住宅用機械式駐車施設台数：補助対象となる住宅用機械式駐車施設の台数（補助対象住戸数の35%に相当する設置台数及び建替事業計画承認（変更）時の設置台数を限度とする）

(g) 住宅専用床面積限度額単価

			重点対策地区
基準単価	単独建替	RC造、SRC造	17,200円／m ²
		S造他	17,200円／m ²
減算単価	共同建替	RC造、SRC造	53,500円／m ²
		S造他	52,800円／m ²
減算単価	昇降機設置工事費		4,300円／m ²
	共用通行部分及び供給処理施設整備費	RC造、SRC造	36,300円／m ²
		S造他	35,600円／m ²
機械式駐車施設単価			1,033,300円／台

別表5 実施設計費限度額（第5条第1項関係）

(単位：千円)

延床面積	設計費	延床面積	設計費
～ 124	1,151	1,400	～ 1,424
125 ～ 149	1,380	1,425	～ 1,449
150 ～ 174	1,616	1,450	～ 1,474
175 ～ 199	1,835	1,475	～ 1,499
200 ～ 224	2,052	1,500	～ 1,524
225 ～ 249	2,253	1,525	～ 1,549
250 ～ 274	2,457	1,550	～ 1,574
275 ～ 299	2,649	1,575	～ 1,599
300 ～ 324	2,836	1,600	～ 1,624
325 ～ 349	3,017	1,625	～ 1,649
350 ～ 374	3,195	1,650	～ 1,674
375 ～ 399	3,367	1,675	～ 1,699
400 ～ 424	3,537	1,700	～ 1,724
425 ～ 449	3,691	1,725	～ 1,749
450 ～ 474	3,849	1,750	～ 1,774
475 ～ 499	3,995	1,775	～ 1,799
500 ～ 524	4,144	1,800	～ 1,824
525 ～ 549	4,281	1,825	～ 1,849
550 ～ 574	4,412	1,850	～ 1,874
575 ～ 599	4,540	1,875	～ 1,899
600 ～ 624	4,720	1,900	～ 1,924
625 ～ 649	4,910	1,925	～ 1,949
650 ～ 674	5,092	1,950	～ 1,974
675 ～ 699	5,273	1,975	～ 1,999
700 ～ 724	5,448	2,000	～ 2,024
725 ～ 749	5,628	2,025	～ 2,049
750 ～ 774	5,810	2,050	～ 2,074
775 ～ 799	5,992	2,075	～ 2,099
800 ～ 824	6,173	2,100	～ 2,124
825 ～ 849	6,348	2,125	～ 2,149
850 ～ 874	6,529	2,150	～ 2,174
875 ～ 899	6,704	2,175	～ 2,199
900 ～ 924	6,884	2,200	～ 2,224
925 ～ 949	7,058	2,225	～ 2,249
950 ～ 974	7,240	2,250	～ 2,274
975 ～ 999	7,413	2,275	～ 2,299
1,000 ～ 1,024	7,596	2,300	～ 2,324
1,025 ～ 1,049	7,769	2,325	～ 2,349
1,050 ～ 1,074	7,944	2,350	～ 2,374
1,075 ～ 1,099	8,124	2,375	～ 2,399
1,100 ～ 1,124	8,296	2,400	～ 2,424
1,125 ～ 1,149	8,471	2,425	～ 2,449
1,150 ～ 1,174	8,652	2,450	～ 2,474
1,175 ～ 1,199	8,826	2,475	～ 2,499
1,200 ～ 1,224	9,000	2,500	～ 2,524
1,225 ～ 1,249	9,173	2,525	～ 2,549
1,250 ～ 1,274	9,348	2,550	～ 2,574
1,275 ～ 1,299	9,521	2,575	～ 2,599
1,300 ～ 1,324	9,695	2,600	～ 2,624
1,325 ～ 1,349	9,869	2,625	～ 2,649
1,350 ～ 1,374	10,043	2,650	～
1,375 ～ 1,399	10,216		18,872

別表6 工事監理費限度額（第5条第1項関係）

(単位：千円)

延床面積	監理費	延床面積	監理費
～ 124	670	1,400 ～ 1,424	6,563
125 ～ 149	829	1,425 ～ 1,449	6,681
150 ～ 174	974	1,450 ～ 1,474	6,790
175 ～ 199	1,127	1,475 ～ 1,499	6,909
200 ～ 224	1,270	1,500 ～ 1,524	7,017
225 ～ 249	1,407	1,525 ～ 1,549	7,126
250 ～ 274	1,552	1,550 ～ 1,574	7,245
275 ～ 299	1,684	1,575 ～ 1,599	7,353
300 ～ 324	1,813	1,600 ～ 1,624	7,462
325 ～ 349	1,941	1,625 ～ 1,649	7,579
350 ～ 374	2,064	1,650 ～ 1,674	7,688
375 ～ 399	2,186	1,675 ～ 1,699	7,797
400 ～ 424	2,307	1,700 ～ 1,724	7,906
425 ～ 449	2,424	1,725 ～ 1,749	8,024
450 ～ 474	2,540	1,750 ～ 1,774	8,132
475 ～ 499	2,652	1,775 ～ 1,799	8,242
500 ～ 524	2,763	1,800 ～ 1,824	8,350
525 ～ 549	2,871	1,825 ～ 1,849	8,468
550 ～ 574	2,977	1,850 ～ 1,874	8,577
575 ～ 599	3,081	1,875 ～ 1,899	8,685
600 ～ 624	3,180	1,900 ～ 1,924	8,792
625 ～ 649	3,269	1,925 ～ 1,949	8,913
650 ～ 674	3,366	1,950 ～ 1,974	9,019
675 ～ 699	3,459	1,975 ～ 1,999	9,128
700 ～ 724	3,554	2,000 ～ 2,024	9,236
725 ～ 749	3,630	2,025 ～ 2,049	9,355
750 ～ 774	3,720	2,050 ～ 2,074	9,463
775 ～ 799	3,804	2,075 ～ 2,099	9,572
800 ～ 824	3,877	2,100 ～ 2,124	9,680
825 ～ 849	3,957	2,125 ～ 2,149	9,789
850 ～ 874	4,075	2,150 ～ 2,174	9,898
875 ～ 899	4,184	2,175 ～ 2,199	10,016
900 ～ 924	4,303	2,200 ～ 2,224	10,125
925 ～ 949	4,411	2,225 ～ 2,249	10,233
950 ～ 974	4,529	2,250 ～ 2,274	10,343
975 ～ 999	4,648	2,275 ～ 2,299	10,451
1,000 ～ 1,024	4,757	2,300 ～ 2,324	10,560
1,025 ～ 1,049	4,874	2,325 ～ 2,349	10,668
1,050 ～ 1,074	4,984	2,350 ～ 2,374	10,787
1,075 ～ 1,099	5,102	2,375 ～ 2,399	10,896
1,100 ～ 1,124	5,210	2,400 ～ 2,424	11,004
1,125 ～ 1,149	5,329	2,425 ～ 2,449	11,113
1,150 ～ 1,174	5,438	2,450 ～ 2,474	11,221
1,175 ～ 1,199	5,556	2,475 ～ 2,499	11,330
1,200 ～ 1,224	5,664	2,500 ～ 2,524	11,439
1,225 ～ 1,249	5,783	2,525 ～ 2,549	11,548
1,250 ～ 1,274	5,892	2,550 ～ 2,574	11,656
1,275 ～ 1,299	6,000	2,575 ～ 2,599	11,774
1,300 ～ 1,324	6,119	2,600 ～ 2,624	11,884
1,325 ～ 1,349	6,227	2,625 ～ 2,649	11,992
1,350 ～ 1,374	6,345	2,650 ～	12,101
1,375 ～ 1,399	6,454		

別表7 様式及び添付書類一覧

○建替事業計画承認申請書	様式1	
事業計画書	様式1－2	
委任状（代理人）		・代理人を定める場合 補助事業者自ら手続きする場合は不要
補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること
補助事業者一覧	様式1－3	・補助事業者が複数の場合
委任状（代表申請者）	様式1－4	・補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状が必要 ・補助事業者が複数の場合、全員の納税証明書が必要 ・補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 (市税：個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）)
納税証明書		
計画敷地内の権利者一覧	様式1－5	
不動産登記法第14条第1項地図（公図）		
計画敷地の権利者の全てを証する書類（登記事項証明書・登記簿謄本（土地）等）		
承諾書（補助事業の実施（土地）について）	様式1－6	・補助事業者以外に土地所有者がいる場合 補助事業者以外の土地所有者全員の承諾書が必要 印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
計画敷地の建物の現況一覧	様式1－7	計画敷地内の建物全てを棟ごとに記入する。
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		計画敷地内の建物全て
固定資産（家屋）評価証明書		棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること 補助事業者と従前建物の所有者が異なる場合など、取得が困難な場合、固定資産（家屋）評価証明書に代えて建築年を証明する書類を提出することができる。
承諾書（補助事業の実施（建物）について）	様式1－8	・補助事業者以外に建物所有者がいる場合 補助事業者以外の建物所有者全員の承諾書が必要 印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
基本計画図		位置図・配置図・平面図・立面図・求積図程度
誓約書	様式1－9	
その他申請に必要と認める書類		
建替事業計画承認通知書	様式2	

不承認通知書	様式 2－2	
建替事業計画変更等承認申請書	様式 2－3	
事業計画書	様式 1－2	変更内容がわかる場合は様式によらなくともよい。
その他申請に必要と認める書類		
建替事業計画変更等承認通知書	様式 2－4	
○全体設計承認申請書	様式 3	
申請額内訳書	様式 3－2	年度毎に作成すること
建設工事計画書	様式 3－3	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。 (注 2)
全体設計承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分がわかる見積書等)		(注 2)
その他申請に必要と認める書類		
全体設計承認通知書	様式 4	
全体設計変更承認申請書	様式 4－2	
申請額内訳書	様式 3－2	年度毎に作成すること
全体設計変更承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分がわかる見積書等)		(注 2)
その他申請に必要と認める書類		
全体設計変更承認通知書	様式 4－3	
○補助金交付申請書	様式 5	建替事業計画承認又は全体設計承認申請と同時に申請することが出来る
申請額内訳書	様式 3－2	
建設工事計画書	様式 3－3	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
交付決定に必要な書類等 (図面及び補助対象部分がわかる見積書等)		
除却建物の現況がわかる資料		・除却費に係る交付申請時
除却建物の現況写真 撮影の位置方向の判る図面		外観、住宅部分の内観それぞれ2面以上
現況の建物の間取り・面積がわかる資料		平面図・求積図等
工事に未着手であることを証する書類		第6条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		実施設計後、実績報告が未提出の場合は(*)の書類を提出すること。
補助金交付決定通知書	様式 6	
補助金不交付決定通知書	様式 6－2	
補助金交付変更承認申請書	様式 6－3	建替事業計画変更等承認又は全体設計変更承認申請と同時に申請することが出来る
申請額内訳書	様式 3－2	
交付変更承認に必要な書類等(図面及び補助対象部分がわかる見積書等)		
当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		第10条第1項ウに基づき補助金交付変更承認申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書	様式 6－4	
建替事業計画承認及び交付決定取消通知書	様式 6－5	

補助金交付申請取下書	様式 7	
補助金交付申請取下承認通知書	様式 8	
○補助事業着手届	様式 9	
設計業務委託契約書、除却整地工事請負契約書、建設工事請負契約書の写し		補助事業者が契約していることが確認できる契約書等の写しを添付すること。
内訳明細書(補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書)	様式 9-2	必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい。
確認済証の写し		・隣地取得型戸建住宅建替における建設工事着手時の場合
その他申請に必要と認める書類		
○実績報告 ○建替完了報告 ○建替完了報告	様式 10 様式 10-2 様式 10-3	
実施設計完了がわかる書類 確認済証の写し 建設基準チェックリスト 確認申請書（第一面～第六面）の写し 計画概要図面		<ul style="list-style-type: none"> 実施設計費に係る実績報告時 (*) 実施設計費に係る実績報告時 (*) 実施設計費に係る実績報告時 (*) 実施設計費に係る実績報告時 計画概要、付近見取図、配置図、敷地求積図、面積求積図、各階平面図、立面図、断面図、住戸プラン図等 建替事業計画承認時又は建替事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。 (*)
建設（除却）工事完了（部分払）がわかる書類 工事施工報告書及び現況写真 工事監理報告書 竣工図面 検査済証の写し 建設工事等（変更）請負契約書の写し 完成写真		<ul style="list-style-type: none"> 共同施設整備費の部分払金に係る実績報告時 工事監理費の部分払金に係る実績報告時 建替完了報告時 計画概要、付近見取図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図、住戸プラン図等 実績報告時又は建替事業計画変更等承認時から変更がある場合、変更内容が分かるようにすること。 建替完了報告時 着手届時から変更がある場合 除却費等に係る実績報告時又は建替完了報告時
建設工事費等の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類） 又は 領収書等遅延理由書・建設工事等請負契約書の写し・請求書の写し その他申請に必要と認める書類	様式 10-5	部分払金に係る実績報告以外にあって、領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求までに建設工事費等の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を提出すること。

現地完了検査依頼書	様式 11	
竣工図面		
検査済証の写し		
補助金の額の確定通知書	様式 12	
検査適合通知書	様式 13	
請求書		
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定取消兼返還請求書	様式 14	
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式 15	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

(注1) 図面は原則A3又はA4とし、寸法等が判るものとすること。

(注2) 同時に複数の申請をする場合、同じ書類の添付は不要とする。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補 助 事 業 者

住 所 〒

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

フ リ ガ ナ

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

(電 話 番 号)

建替事業計画承認申請書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、
次のとおり申請します。

記

1 建替種別

隣地取得型戸建住宅建替 単独建替 共同建替

2 建替計画敷地

地番 大阪市 区

住居表示 大阪市 区

エリア 重点対策地区 対策地区

敷地面積 m²

(注)・補助事業者が土地所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付してください。

- ・ 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
- ・ 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

大阪市記入欄
承認番号

事業計画書

(1) 建替事業スケジュール

(注1) この表は建替完了報告提出予定日以外棒状に表してください。(下記の記入例を参照)

(注2) 記入例 ○/○ ————— ○/○ 着手日と完了日に日付を記入してください。)

(2) 建替前（除却建物棟別概要）

用途	構造	階数	建築及び 増築年	住戸数	床面積※ (補助対象面積)	備 考 (除却年・補助事業外等)
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
				戸	m ² (m ²)	
合計				戸	m ² (m ²)	
木 造 合 計					m ² (m ²)	
木造以外合計					m ² (m ²)	
従前居住世帯数	世帯			棟数		棟

※固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積

(3) 建替計画

敷地面積	m ²	住宅棟数	棟	階数	階	構造	造
建築面積	m ²	延床面積		m ²	容積率		%
用途	<input type="checkbox"/> 集合住宅（ <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 連続住宅 <input type="checkbox"/> 重ね建住宅） <input type="checkbox"/> 戸建住宅						
防火地域内等における構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物※1 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物※2						
非住宅部分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	昇降機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(m× m)	籠の大きさ m× m)	人乗	
住宅用機械式駐車施設	台						

※1 耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

※2 準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有するものとして、国土交通省が定める基準に適合する建築物

住戸タイプ詳細（集合住宅の場合、記入すること）

住戸タイプ	間取り	戸数 (単身者用)	戸当たり 専用床面積	戸当たり 予定家賃	設備の状況	その他
		戸	m ²	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m ²	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m ²	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m ²	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m ²	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
		戸	m ²	千円	<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> 浴室	
合 計		戸	m ²			

非住宅部分詳細（非住宅部分が有る場合、記入すること）

非住宅部分の用途	<input type="checkbox"/> 店舗等 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
住宅専用床面積（A）		m ²	住宅共用部分床面積（B）	m ²
非住宅専用部分床面積（C）		m ²	非住宅共用部分床面積（D）	m ²
住宅率 (A+B) / (A+B+C+D)			%	

収支計画

事業費 (消費税抜)	実施設計費	千円	除却費等	千円
	工事監理費	千円	建設工事費	千円
	その他	千円		
	合 計	千円		
他の公的助成、融資の利用計画		<input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構融資 <input type="checkbox"/> 銀行融資 <input type="checkbox"/> 補助金（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒　— TEL　(　　)　—
	〒　— TEL　(　　)　—

(注) 1 補助事業者全員を記載してください。

2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。

3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行います。

大阪市長

委任状

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として

氏に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帶してその責任を負うものとします。

補助事業者

住所 〒_____

ふりがな

氏名 _____

- (注)・補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。
・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。
・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

計画敷地内の権利者一覧

地名地番	所有権者 氏名	補助事業者の 権利の種別	敷地面積(m ²)

- (注) 1 公図を添付してください。
- 2 計画する敷地の全てについて記載（登記上の筆及び権利ごと）し、計画敷地内の権利者の全てであることを証する書類を添付してください。（登記簿謄本又は、従前建物の所有を目的とする土地の賃貸借契約書及び使用承諾書等による。）
- 3 土地所有者等が複数である場合は、土地所有者等の全員が建替えに同意している旨の書類を添付してください。

令和 年 月 日

様

承 諾 書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の土地において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 土地の所在地 大阪市 区

2 地 積 m²

土地所有者
住所〒

氏名 実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

計画敷地の建物の現況一覧

- (注) 1 計画敷地内の建物の全てについて棟ごとに記載し、建物登記簿謄本及び固定資産（家屋）評価証明書（棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること）を添付してください。

2 補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の書類を添付してください。

3 位置図及び建物の外観写真（1棟あたり2方向程度）を添付してください。

令和 年 月 日

様

承 諾 書

この度、貴方が大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物において、同要綱の規定に基づく補助事業を実施することを承諾いたします。

記

1 建 物 所 在 地 大阪市 区

2 家 屋 番 号

3 構 造 ・ 階 数 造 階建

4 延 床 面 積 m²

建 物 所 有 者
住 所 〒

氏 名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

大阪市長

誓 約 書

この度、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業の関係者及び従前居住者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

建替

{ 建替事業計画の承認通知日の属する年度内に実施設計に着手し、当該承認通知を受けた翌年度内に建設工事に着手します。

従前居住者

{ 従前居住者の全員が、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度による建替えに同意した上で、立ち退きについて承諾を得ています。

共同建替

{ 共同建替を行う場合、建替え後の建物につきましては共同建替の補助事業者全員で所有します。

長屋切取

{ 長屋建て建物の一部を除却する際は、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ています。

なお、本申請は暴力団の利益になるような申請ではなく、建替後の建物は暴力団事務所として使用しません。
以上、誓約いたします。

補 助 事 業 者
住 所

氏 名

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式2)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

建替事業計画承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった建替事業計画については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第2項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 建替種別

2 事業期間 建替事業計画承認日～令和 年 月 日

3 建替計画概要

承認番号	
計画敷地	大阪市 区
敷地面積	m ²
従前建物状況	棟数： 棟 戸数： 戸 階数： 階 構造： 用途： 建築年： 延床面積： m ² (補助対象床面積： m ²)
計画建物概要	住宅棟数： 棟 戸数： 戸 階数： 階 構造： 用途： 延床面積： m ²

(注)・事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに実績報告または建替完了報告を提出しなければなりません。

- ・補助対象事業に係る契約は補助金の交付決定通知日以降に行ってください。ただし、要綱第6条第1項ただし書の規定に基づき交付申請した場合は「契約」を「着手」と読み替えるものとします。
- ・補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請又は届出を怠った場合は、建替事業計画承認を取り消します。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式2－2)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった件については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第3条第5項、第4条第5項又は第10条第2項に基づき承認しない旨を決定しましたので通知します。

記

1 補助事業者

住 所

氏 名

2 建替計画敷地

大阪市 区

3 不承認の理由

(様式2－3)

令和　年　月　日

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

建替事業計画変更等承認申請書

令和　年　月　日付け大都整　第　　号で建替事業計画の（承認・変更等承認）のあった補助事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 承 認 番 号

2 変 更 事 項

ア. 補助事業の内容 イ. 補助事業の中止又は廃止

ウ. その他 ()

3 変 更 内 容

4 変 更 理 由

(様式2－4)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

建替事業計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった建替事業計画変更等承認申請については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第10条第2項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 承 認 番 号

2 変 更 事 項

3 変 更 内 容

- (注)・事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の3月15日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに実績報告または建替完了報告を提出しなければなりません。
- ・補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請又は届出を怠った場合は、建替事業計画承認を取り消します。
 - ・補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは市長の承認を受けなければなりません。
 - ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式3)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

全 体 設 計 承 認 申 請 書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、全体設計承認を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第4条第1項に基づき、次のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号

2 建 替 計 画 敷 地 大阪市 区

3 全体設計承認申請額 年度 円

年度 円

年度 円

大 阪 市 記 入 欄		
住市総建替種別	チェック1	チェック2

(様式3-2)

申請額内訳書(年度分)

1 申請額計算書

補助対象項目		補助率 a	補助対象事業費 j 千円	補助基礎額 b 千円	交付申請済 k 千円	今申請額 Z 千円	備考
除却等		/		$a \times j$			
調査設計 計画	実施設計	/					
工事監理		/					
共同施設整備		空地等	/				
住宅用駐車施設整備		/					
昇降機設置工事		/					
		/					
		/					
災害時避難通路整備		/					
合計				d	c	n	
住宅専用床面積による補助限度額				l			
申請額				m		o	

(注) a : 大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率

j : 「3 費用の明細」の区分ごとの補助対象事業費 (j)

b = a × j (千円未満切り捨て)

Z : b - k ただし、部分払込に係る申請にあっては、「4 部分払込に係る申請額計算書」で算定した金額

m : d と l のいずれか小さい値

o : m - c と n のいずれか小さい値

2 住宅専用床面積による補助限度額 (隣地取得型戸建住宅建替の場合は記載不要)

補助対象項目	補助対象面積及び台数 f m ²	限度額単価 g 千円 / m ²	補助率 a	補助対象事業費 j 千円	補助基礎額 b 千円	備考
除却等			/			
調査設計計画 ・ 共同施設整備	住宅専用床面積の合計	住宅専用床面積限度額単価				
	住宅用機械式駐車施設台数	機械式駐車施設単価				
住宅専用床面積による補助限度額						l

(注) a : 大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱 別表3に定める補助率

j : 「3 費用の明細」の各補助項目の補助対象事業費 (j)

f : 建替事業計画承認(変更)時の値を限度とする。

b = a × j 、 f × g (千円未満切り捨て)

l : 補助対象項目ごとのbの合計

3 費用の明細

(1) 除却等

区分	構造	補助対象面積 (評価証明面積) A m^2	除却費 限度額単価 B 千円/ m^2	限度額 C 千円	事業費 (契約見込額) D 千円	補助対象費 事業費 千円	備考
除却費等 (整地費を含む)	木造			A × B			
	非木造						
合計				E	F	j	

(注) C、D : 千円未満切捨て

j : E と F のいずれか小さい値

ただし、既に除却等費の交付決定を受けている場合は、j 欄は当該決定に係る値を限度とする

(2) 調査設計計画

構造	延床面積 G m^2	区分	限度額 I 千円	建築設計 (契約見込額) J 千円	住宅率 K	補助対象費 事業費 j 千円	備考
□ RC造 □ SRC造 □ S造 □ ()		実施設計	別表5		%	(IとJの小さい値) × K	
		工事監理	別表6				
合計							

(注) I、j : 千円未満切捨て

G : 小数第二位まで（小数第三位以下を切り捨て）とし、実施設計費の申請にあっては建替事業計画承認申請時、工事監理費の申請にあっては建替事業計画承認（変更）時の値を限度とする

j : I と J のいずれか小さい値に住宅率（K）を乗じた値

ただし、既に交付決定又は全体設計承認を受けている区分については、

j 欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(3) 共同施設整備

区分		補助対象面積 N m ²	標準的な仕様による 限度額単価 O 千円/m ²	限度額 P 千円	事業費 (契約見込額) Q 千円	補助対象 事業費 j 千円	備考
空地等	通路整備費		外構	N×O			
	児童遊園整備費						
	緑地整備費						
	広場整備費						
計							
その他施設	住宅用駐車施設整備費		外構				
	住宅用機械式駐車施設整備費	住宅用機械式駐車施設台	機械式駐車施設				
	共用通行部分整備費 (昇降機設置工事費以外)	共用通行部分面積	主体				※
	昇降機設置工事費	延床面積	昇降機設置				※
	電気室及び機械室建設費	延床面積	設備			PとQの計の 小さい値	※
	消防施設整備費						※
	避難施設整備費						※
	監視施設整備費						※
	給水施設整備費						※
	排水施設整備費						※
	電気施設整備費						※
	ガス施設整備費						※
	電話施設整備費						※
	ごみ処理施設整備費						※
供給処理施設	計						※
	包括積算施設整備費	延床面積	主体+設備+昇降機設置	N×O×包括積算率	契約見込額×包括積算率		

(注) P、Q、j : 千円未満切捨て

※の行は包括積算施設整備費を記入した場合は記入不要

N : 小数第二位まで (小数第三位以下を切り捨て) とし、建替事業計画承認 (変更) 時の値を限度とする

j : PとQのいずれか小さい値

ただし、既に共同施設整備費の交付決定又は全体設計承認を受けている場合は、

j欄は当該決定又は承認に係る値を限度とする

(4) 災害時避難通路整備

区分	補助対象面積 R m ²	標準的な仕様による 限度額単価 S 千円/m ²	限度額 T 千円	事業費 (契約見込額) U 千円	補助対象 事業費 j 千円	備考
通路整備費		外構	R×S		TとUの小さい値	
門扉整備費	門扉 箇所	門扉				
サイン整備費	サイン 箇所	サイン				
合 計					j	

(注) T、U、j : 千円未満切捨て

R : 小数第二位まで (小数第三位以下を切り捨て) とする

j : TとUのいずれか小さい値の合計

ただし、既に災害時避難通路整備費の交付決定を受けている場合は、j欄は当該決定に係る値を限度とする

4 部分払金に係る申請額計算書

区分		事業費 千円	事業費（契約見込額）			補助基礎額 b 千円	乗率 Y	今回 申請額 千円	備考				
			うち、今年度の部分払金										
			限度額 V 千円	事業費 W 千円	補助対象 事業費 X 千円								
調査 設計 計画費	工事監理	建築設計費 I	I × 30%	前払金	VとWの小さい方		b / I %	X × Y					
				中間金	W			X × Y × 90%					
計								Z					
共同施設 整備費		建設工事費 H	H × 40%	前払金	VとWの小さい方		b / H %	X × Y					
				中間金	W			X × Y × 90%					
計								Z					

(注) V、W、Z : 千円未満切捨て
Y : 小数第二位まで (小数第三位以下を切り捨て) とする

(様式3-3)

令和 年 月 日

大阪市長

建設工事計画書

作成者

工事場所 大阪市 区

年月		令和 年														
項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
工程表	解体工事															
	建築工事															
	外構工事															
	検査済証の交付 建替完了報告															
部分払予定日	建設工事費															
	工事監理費															

(注) 工程表は棒状に表してください。また、部分払予定日は点で表したうえで予定額を記載してください。

(様式4)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

全 体 設 計 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請のあった全体設計承認申請については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第4条第2項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 承認番号

2 建替計画敷地

大阪市 区

(注)

- ・補助金交付申請時において本市の予算措置がなされていない場合は、補助金を交付することができません。
- ・完成予定年度まで毎年4月1日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、本承認にかかる交付申請書類を提出してください。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなります。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。
- ・補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- ・市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。

(様式4－2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

全体設計変更承認申請書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で（全体設計承認・全体設計変更承認）のあった
補助事業について、当該承認の内容を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承 認 番 号

2 建替計画敷地 大阪市 区

3 変 更 理 由

4 変 更 内 容

変 更 前 年度 円

年度 円

年度 円

変 更 後 年度 円

年度 円

年度 円

大阪市記入欄		
住市総建替種別	チェック1	チェック2

大都整 第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

全體設計変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった全體設計変更承認申請については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第10条第2項の審査の結果、承認となりましたので通知します。

記

1 承認番号

2 建替計画敷地

大阪市 区

(注)

- ・完成予定年度まで毎年4月1日（その日が休日である場合は、同日以後の直近の休日でない日）に、本承認にかかる交付申請書類を提出してください。手続きを怠ったときは、補助金の交付を受けることができなくなります。
- ・補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。
- ・補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- ・市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 建替計画敷地 大阪市 区

2 建替種別 隣地取得型戸建住宅建替 単独建替 共同建替

3 補助対象項目 除却 実施設計

・ 工事監理 共同施設整備 災害時避難通路整備

事業期間 工事契約日または工事契約予定日 年 月 日

工事着手予定日 年 月 日

事業完了予定日 年 月 日

4 交付申請額 円

大 阪 市 記 入 欄				
承認番号	エリア	チェック1	チェック2	その他

(様式6)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住 所

氏 名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 建替種別

5 補助対象項目

6 交付決定額 _____円

7 交付条件

- (1)補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- (4)市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (5)交付決定に係る事業が完了した場合においては、速やかに市長に届け出なければなりません。
- (6)交付決定に係る事業が申請年度内に完了しなかった場合は、本交付決定を取り消します。
- (7)補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式6－2)

大都整 第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第6条第6項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定したので通知します。

記

1 補助事業者

住 所

氏 名

2 建替計画敷地

大阪市 区

3 不交付決定の理由

(様式6－3)

令和　年　月　日

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

補助金交付変更承認申請書

令和　年　月　日付け大阪市指令都整　第　　号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助対象事業について、当該決定の額を変更したいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 変更理由

3 交付変更申請額

交付決定額 _____円

交付変更申請額 _____円

差引増△減額 _____円

大阪市記入欄	
チェック1	チェック2

(様式6－4)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住 所
氏 名

3 建替計画敷地 大阪市 区

4 建替種別

5 補助対象項目

6 交付変更決定額 交付決定額 _____円
交付変更決定額 _____円
差引増△減額 _____円

7 交付条件

- (1)補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し指示を受けなければなりません。
- (4)市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に該当補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (5)交付決定に係る事業が完了した場合においては、速やかに市長に届け出なければなりません。
- (6)交付決定に係る事業が申請年度内に完了しなかった場合は、本交付決定を取り消します。
- (7)補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式6－5)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

建替事業計画承認及び交付決定取消通知書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、次のとおり承認及び交付決定を取り消します。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所

氏 名

3 建 替 計 画 敷 地

大阪市 区

4 取 消 理 由

- 補助事業が補助要件を満たさなくなった
- 申請または届出を怠った
- その他



(様式7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

補 助 金 交 付 申 請 取 下 書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定のあった補助対象事業について、取下げをしたいので次のとおり提出します。

記

1 承認番号

2 交付決定額

_____円

3 取下理由

(様式8)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金について、取下書の提出があったので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げについて、承認したので通知します。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所

氏 名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 建 替 種 別

(様式9)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

補 助 事 業 着 手 届

令和 年 月 日付け(大阪市指令都整 一・大都整)第 号で(建替事業計画承認・交付決定・全体設計承認・建替事業計画変更等承認・交付変更承認・全体設計変更承認)のあった件について、補助事業又は変更部分の工事に着手したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

承 認 番 号	
建 替 計 画 敷 地 (地名地番)	大阪市 区
実 施 設 計 費 契 約 金 額	円 (消費税抜額)
工 事 監 理 費 契 約 金 額	円 (消費税抜額)
除 却 費 等 契 約 金 額	円 (消費税抜額)
建 設 工 事 契 約 金 額	円 (消費税抜額)
工 事 着 手 日	令和 年 月 日

(様式9－2) 内訳明細書

工事名称 :						
名 称	仕 様	数 量	単 位	金 額	備 考	
共 通 仮 設 工 事		1	式			
建 築 主 体 工 事		1	式			
電 気 設 備 工 事		1	式			
給 排 水 衛 生 工 事		1	式			
昇 降 機 設 備 工 事		1	式			
外 構 工 事		1	式			
諸 経 費		1	式			
合 計		1	式			

(注) 補助対象項目ごとの事業費が分かる明細書も添付すること。

(様式 10)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

実 績 報 告

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助対象事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承 認 番 号

2 補助金の交付決定額 _____ 円

(様式 10-2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

建替完了報告

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 補助金の交付決定額 _____円

(様式 10-3)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

建替完了報告

令和 年 月 日付け大都整 第 号で建替事業計画の（承認・変更等承認）を受けた
補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11
条第4項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

(様式 10-4)

建設基準チェックリスト

エリア	<input type="checkbox"/> 重点対策地区	<input type="checkbox"/> 対策地区		
	条	項号節	建設基準チェック項目	チェック欄
共通事項	(要領)3	(1)	主な屋外の歩行空間、共用階段及び共用廊下の床の仕上げは、滑りやつまずきに対する安全性に配慮している	
		(2)	主な屋外の歩行空間の階段及び傾斜路並びに共用階段の傾斜部分には、連続した手すりを少なくとも片側に設置(勾配が 20 分の 1以下、又は高低差が 16cm以下かつ勾配が 12 分の 1以下の傾斜路を除く)	
		(3)	共用階段及び共用廊下は、手すりの設置等落下防止のための措置を講じること	
防火地域内等における構造等	(要綱別表)	2	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物	
建物等の後退	(要領)3	(4)	建物及び駐車施設等は、道路境界線から $m \leq 0.5m$ 後退	
		(5)	後退部に緑地等を設ける際は、緊急時に車両が通行できるようにし、塀又はフェンス(隣地境界線に沿って設けるものを除く。)若しくは門を設置しない	
住棟へのアプローチ等	(要領)3	(6)	主な歩行空間の幅員 $m \geq 0.9m$	
			高低差が生じる場合にはできる限り傾斜路を設ける	
共用階段	(要領)3	(7)	主な共用階段の勾配は $T \geq 24cm$ かつ $55cm \leq T + 2R$ (cm) $\leq 65cm$ (R :蹴上げ cm T :踏面 cm)	
		(8)	構造は最上段の通路への食い込みや最下段の通路への突出がないものとする	
		(9)	蹴込板を設置するとともに、蹴込寸法 $cm \leq 3cm$	
共用廊下	(要領)3	(10)	段差が無い(傾斜路設置の場合、勾配 $\leq 1/12$ (高低差が 10 cm未満の時は勾配 $\leq 1/8$))	
		(11)	共用廊下の壁の片側に手すりの設置ができる	
空地の整備	(要領)3	(12)	接道部の周辺に一定のまとまりのある空地 m^2 (敷地面積の % $\geq 5\%$)	
		(13)	道路沿いの屋外床面の仕上げは、タイル、インターロッキング等により美装化する	
駐車施設等	(要領)3	(14)	区画は自動車 1台につき $2.3m \times 5.0m$ 以上、自動二輪車1台につき $1.0m \times 2.3m$ 以上、自転車 1台につき $0.5m \times 2.0m$ 以上(ラック等、特殊な装置を用いる場合は、幅の縮小が可能)、原動機付自転車 1台につき $0.8m \times 2.0m$ 以上とし、区画線等により明示する	
その他	(要領)3	(15)	防災コミュニティ道路の沿道において建替えを行う場合は、3m以上壁面を後退し、整備基準を満たす	
		(16)	狭あい道路の沿道において建替えを行う場合は、道路整備仕様を満たす	
		(17)	標示板を一般の通行人及び賃借人に周知できる位置に表示する	
住宅の規模	(要綱別表)	2	各住戸の住宅専用床面積は $35 m^2$ 以上 $120 m^2$ 以下で、かつ 2 以上の居住室を有する	
			小規模住戸の住宅専用床面積は $18 m^2$ 以上で、かつ 1 以上の居住室を有する	

(注) ・建設基準に合致している項目についてはチェック欄に○印を、該当しない項目については斜線を記載して

ください。

(様式 10-5)

令和 年 月 日

大阪市長

領 収 書 等 遅 延 理 由 書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱に基づき、(実績・建替完了)報告を行うにあたり、建設工事費等の支払いを証明する書類等(領収書)の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、(補助金請求の際・受領後速やかに)必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

- { (参考例)
• 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、完了報告時に領収書を添付することができません。 }

なお、工事費に係る要支払い額を示す書類として、当該工事費に係る請求書の写しを添付します。

支 払 い 額 金 円

支払い予定日 令和 年 月 頃

補助事業者

住 所

氏 名

(様式 11)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所

氏名

現 地 完 了 檢 查 依 頼 書

令和 年 月 日付け大都整 第 号で建替事業計画の（承認・変更等承認）を受けた
補助事業について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 3 項
の規定に基づき、現地検査を依頼します。

記

承 認 番 号

(様式 12)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで（実績・建替完了報告）のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所
氏名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 建替種別

5 補助対象項目

6 確定補助金額 _____ 円

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 13)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

検査適合通知書

令和 年 月 日付けで建替完了報告のあった件について、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、建替事業計画に適合していると認めたので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

住所
氏名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 建替種別

(注) 「領収書等遅延理由書」を提出の場合、必要書類の提出がなければ、本通知を取消し、補助金を返還していただきます。

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 14)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金交付決定取消兼返還請求書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金については、受給方法が不正に行われていたことが明らかになったので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 15 条及び第 22 条の規定に基づき補助金交付決定の取消しを行うとともに、次のとおり補助金の返還を求める。

記

1 承 認 番 号

2 補 助 事 業 者

住 所
氏 名

3 建替計画敷地

大阪市 区

4 返 還 金 額

5 返 還 期 限

6 取 消 理 由

(注) 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

(様式 15)

様

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った件の補助金については、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由